

## 中部森林管理局 国有林材供給調整検討委員会運営要領

### (目的)

第1条 国有林材の供給において、木材価格急変時の供給調整機能を発揮するため、専門的な観点から国有林材の供給調整の必要性及び実施方法等について検討する国有林材供給調整検討委員会（以下「委員会」という。）を中部森林管理局に設置する。

### (委員会)

第2条 委員会は、市況調査等を基に、中部森林管理局管内6つの販売ブロックにおける国有林材の供給調整の必要性、実施方法等について検討し、国有林材の供給調整が必要と判断される場合には、国有林材供給調整対策実施要領（以下「実施要領」という。）第3の1に定める実施方法について検討する。

第3条 委員会は非公開とする。また、委員会で使用した検討資料については、公表されている資料以外は非公開とする。

第4条 委員会での検討結果については、その概要及び国有林材の供給調整の対応方向について中部森林管理局のホームページ等において公表する。

### (委員)

第5条 委員会の委員は実施要領第2の3の(2)の区分のうち、中部森林管理局長（以下「局長」という。）が選任した者で構成する。

2 委員の任期は、委員を承諾した日からその年度の3月末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

### (運営)

第6条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は委員会を総理し、代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が職務を代理する。

第7条 委員会は原則として四半期に1回開催する。ただし、局長が必要と認める場合には臨時に開催することができる。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員については代理出席を認めるものとする。

3 委員会の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

第8条 委員会の委員長が木材需給の動向等について意見聴取を行う必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めヒアリング等を行うことができる。

第9条 委員会の検討に資するため、必要に応じ委員による現地調査等を行うことがで

きる。

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務局を資源活用課に置き、庶務を行う。

附則

この要領は、平成25年 7月29日から施行する。